

四日市市告示第 552 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 5 年 11 月 1 日

四日市市長 森 智 広

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

名称	所在地
三井住友カード株式会社	東京都江東区豊洲 2 丁目 2-31SMBC 豊洲ビル

2 指定をした日

令和 5 年 11 月 1 日

3 指定納付受託者が納付事務を行うことができる歳入の種類

ふるさと応援寄附金

4 指定納付受託者が歳入の納付事務を行うことができる期間

令和 5 年 11 月 10 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

（政策推進部広報マーケティング課）